

平成28年度（平成27年度対象）
教育委員会の点検・評価報告書

平成29年2月
小松島市教育委員会

目 次

序	はじめに	-----	1
1	趣旨		
2	点検・評価の対象		
3	点検・評価の方法		
4	議会への提出，市民への公表の時期等		
第1章	小松島市教育委員会の概要		
1	教育委員会の組織	-----	3
2	教育委員会の会議の開催状況等	-----	3
3	その他の活動	-----	4
第2章	平成28年度（平成27年度対象）点検・評価の結果		
1	点検・評価結果	-----	6
2	外部評価	-----	9
第3章	参考資料		
1	教育委員会制度の概要	-----	13

序 はじめに

1 趣旨

市教育委員会では「創造性豊かで、思考力、表現力に富んだ人間形成」を基本目標とし、小松島市ならではの教育の振興に取り組んでいます。

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地方教育行政法）の一部改正され、「教育委員会の責任体制の明確化」を目的として、同法第26条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてとされました。

このため、市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価」を実施し、報告書にまとめました。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象として、市教育委員会の会議の開催状況等のほか、教育に関する前年度の小松島市事務事業評価において、市教育委員会事務局が総合評価ランク1（拡充する）と評価する主要な事業及び市議会において指定事業とされた事業を主な対象とします。

なお、平成22年4月より実施しております「小松島市教育振興計画」にある、PDCAサイクルの3年目の年度（平成23・25・27年度）につきましては、教育重点目標の推進プログラム（14項目）を対象とします。

※PDCAサイクルとは、行動プロセスの枠組みの一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成されている。

3 点検・評価の方法

教育行政の諸施策のうち、前述の点検・評価の対象とされた事業について点検・評価を行うが、評価については事業としての評価（５段階）と総合評価（３段階）を行い、市教育委員会内評価欄では、今後の取り組みの方向性を明らかにしております。

また、点検・評価の客観性を確保するため、外部有識者からのご意見、ご助言をいただきました。

4 議会への提出，市民への公表の時期等

○ 議会への報告書の提出につきましては、原則毎年３月定例会議（報告）にて行います。

○ 市民の皆様への公表は、原則毎年３月定例会議にて報告終了後、市ホームページ（<http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/>）への掲載をはじめ、市役所本庁舎，教育委員会本庁舎の１階ロビーにて配布することで、ご自由に閲覧していただくことができます。

第1章 小松島市教育委員会の概要

1 教育委員会の組織

○教育委員会委員の就任状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）
平成28年3月31日現在

氏名	役職	異動状況
もりもと としお 森本 利雄	委員長	平成28年3月31日 委員長退任
ひがしね よね 東根 米	委員長職務代理者	平成28年3月31日 委員長職務代理者退任
わたなべ けいこ 渡部 啓子	教育委員	
たに りようこう 谷 亮弘	教育委員	
まきの かずゆき 榎野 和幸	教育長	平成28年3月31日 教育長退任

2 教育委員会の会議の開催状況等

毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催

(1) 平成27年度の会議の開催状況

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
定例会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
臨時会												1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	13

(2) 平成27年度の議案等の付議状況

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
議案	1		2	2	4	2	2	2	2	2	1	1	30
協議事項	1	4	1	3	2	1	2	1	1	2	1	1	20
報告事項	7	2	1	4	2	1	2	3	4	3	4	2	35
計	9	6	4	9	8	4	6	6	7	7	1	6	85

3 その他の活動

(1) 会議・研修会等

時 期	名 称	概 要
平成27年 4月	徳島県市町村教育委員会 教育行政連絡協議会	平成27年度徳島県教育重点施策について(年1回開催)
	徳島県市町村教育委員会 連合会定期総会・研修大会	徳島県市町村教育長会合同理事会を受けた定期総会及び研修大会(年1回開催)
5月	全国都市教育長協議会(厚 木市)	全国の教育長が、教育行政のあり方について研究を深める。(年1回開催)
11月	徳島県・市町村教育委員会 教育委員等研修会	県・市町村教育委員会教育委員等を対象とした研修会(年1回開催)
	四国地区市町村教育委員会 協議会(ホテル千秋閣)	特色のある施策についての情報・意見交換や、研究協議を行うことにより、教育行政の一層の展開に資することを目的として実施

(2) 行事等

時 期	名 称	概 要
平成27年 4月	第1学期小松島市幼稚園・ 小学校・中学校連合校・園 長会	市教育基本方針の確認、第1学期に向けた諸連絡等を実施
	小松島市新任・転入教職員 紹介式	幼稚園 4名, 小学校24名, 中学校15名 計43名紹介
5月	小松島市人権教育振興協議 会総会	基本的人権を尊重する民主的な社会を実現するために、市民総ぐるみで人権教育に取り組み、人権問題の早期完全解決を図る。
6月	市制施行64周年記念式典	【受賞者】 社会福祉功労2名・1団体, 消防功労 2名, 文化功労1名, 体育功労1名, 福祉振興3名, 業務精励3名・1団体 計12名・2団体を表彰
8月	小松島市教育問題シンポジ ウム	テーマは「災害から子どもを守るために」ー学校・家庭・地域が連携する情報モラル教育を考えるー
9月 ~10月	小松島市幼稚園・小・中学 校運動会・体育祭	幼稚園と合同5校, 町民運動会と合同 5校
10月	第2学期小松島市幼稚園・ 小学校・中学校連合校・園 長会	第2学期に向けた諸連絡等を実施

時 期	名 称	概 要
1 1 月	小松島市教育文化功労者表彰式	【受賞者】 個人37名，団体2団体を表彰
	小松島市PTA連合会懇談会	小学校10校，中学校3校のPTA会長との意見交換
平成28年 1月	成人の日記念式典	該当者は，男性211名，女性197名 記念撮影（集合写真）
2月	平成27年度教育論文表彰式	【受賞者14名】 市長賞1名，市議会議長賞1名， 教育委員長賞1名，教育長賞1名， 教育研究所長賞1名，入選10名
3月	小松島市立学校卒業式	小学校11校，中学校3校

(3) 学校訪問等

時 期	名 称	概 要
平成27年 7月	市教育委員会幼稚園訪問	全幼稚園（10園）において，授業参観等を市教委8名で巡回実施。 なお，楡渕幼稚園は平成20年度より休園中
9月 ～10月	県教委・市教育委員会 学校訪問	全小・中学校において授業参観等を実施（県教委2名，市教委7名）

(4) その他

時 期	名 称	概 要
平成27年7月	小松島市要保護児童対策地域協議会	平成19年7月26日，児童虐待等の予防や，早期発見し，要保護児童とその家族への適切な支援を行うために設置。教育関係では，教育長ほか5名が，代表会議の代表者として委嘱される。事務局は，小松島市保健福祉部児童福祉課。
平成27年4月～ 平成28年3月	小松島市総合教育会議	市長と教育委員会が，地域の教育課題や，あるべき姿を共有し，より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。
	小松島市就学前教育・保育のあり方検討会	就学前のすべての児童に質の高い教育・保育を提供するために，幼保一体化を目指した認定子ども園の開設や，幼稚園，保育所の統廃合等を含む施設の適正配置について，現状分析及び検討を行う。

第2章 平成28年度（平成27年度対象）点検・評価の結果

1 点検・評価結果

○事業評価・・・5段階

- 5：予想を大きく上回る成果が得られた。
- 4：想定以上に成果が得られた。
- 3：想定どおりの成果が得られた。
- 2：成果は得られたが、改善の必要がある。
- 1：成果は得られず、見直しの必要がある。

対象事業	事業の概要	事業評価	総合評価	教育委員会内評価
①新中学校建設事業 (予算額2,645,516千円, 決算額2,507,996千円)	立江中学校・坂野中学校を概ね包括する統合新中学校を建設する事業であり、平成26年度前期に設計業務が完了し、中期には総合評価方式による入札を行い、校舎新築工事の業者が決定した。その後、順次同敷地内での工事発注を行い、平成28年4月の開校に向け、業務を進めた。	4	□継続 □見直し ■廃止	平成25年度から開始した中学校再編計画における新中学校建設事業は、平成28年2月末に竣工した。 なお、平成28年3月5日には、校舎落成式典を開催し、校舎等の見学会には、約1,200人の市民が参加した。 平成28年4月の小松島南中学校の開校をもって学校再編計画（中学校）と、市内の幼稚園、小学校及び中学校施設における耐震化が同時に完成した。
②児安小学校西門整備事業 (予算額9,475千円, 決算額9,474千円)	児安小学校の前面道路である県道小松島佐那河内線の拡幅に伴い、児安小学校グラウンド南側の一部が道路用地となることから、既設（西門）門等の整備を行う必要がある。	3	■継続 □見直し □廃止	児安小学校の前面道路は、大型車両の通行量が多く、児童の交通安全上不安のある箇所でもあったことから、当該道路を拡幅し、歩道を整備することは、児童の安全面からも必要なことである。 事業の進捗等については、県道の拡幅工事にあわせて行う必要があるため、優先順位が高い事業である。
③小学校施設修繕事業 (予算額6,843千円, 決算額6,841千円)	学校敷地内にある校舎等の施設に不具合が生じた場合等、その機能を維持するための修繕や更新を行う。	3	■継続 □見直し □廃止	いずれの施設も耐震化は完了しているものの、老朽化が進んでおり、学校教育に支障をきたさないよう、施設の機能を維持するためにも必要な事業である。

対象事業	事業の概要	事業評価	総合評価	教育委員会内評価
④インターネット環境維持事業 (予算額24,367千円, 決算額21,548千円)	児童生徒の学習効果・教職員の校務の効率化を目指して、その土台となるセキュリティ対策・ライセンス更新、PCの購入等、ICTの環境の整備・充実に努めてきた。	3	■継続 □見直し □廃止	セキュリティ対策・ライセンス更新、前年度の小学校5校へのタブレット端末の購入に続いて、中学校へのコンピューター入れ替えが完了した。平成28年度で残り6小学校へのタブレット端末の整備が完了するが、こうしたICT環境の整備は、子供の学習意欲の向上や教師の指導の効率化につながっている。このことは十分評価できる。今後も更なる事業の充実が必要である。
⑤外国語指導助手招致事業 (予算額13,153千円, 決算額13,920千円)	小中学校の外国語活動・英語教育において、ALT（外国語指導助手）を活用した授業により、外国語教育の充実に努めてきた。	3	■継続 □見直し □廃止	小学校では5・6年生で週1時間、外国語活動が実施されている。小学校ではALT2名が配置されている。 また、中学校にはALT1名が配置されている。 将来的な小学校での外国語活動の中学年での実施、中学校における生徒の英語力向上に向けて、更なる事業の充実が必要である。
⑥人権教育推進事業 (予算額12,141千円, 決算額12,042千円)	人権教育推進事業、人権教育振興協議会補助事業、人権のまちづくり事業、人権のまちづくり子供会支援事業、により、学校、家庭、地域社会とが連携して人権教育・啓発の充実を図った。	3	■継続 □見直し □廃止	依然としていじめや虐待など人権を侵害する事象が後を絶たず、インターネット等を利用した悪質な差別事象や原発事故による風評被害、外国にルーツを持つ人たちへの差別的な言動など、様々な人権侵害・差別事象が起きている。これらを解消し、一人一人の人権が大切にされる社会を創り上げていくためにも、学校・家庭・地域社会が一体となって人権教育・啓発に引き続き取り組む必要がある。
⑦文化財保護事業 (予算額 3,908千円, 決算額 3,696千円)	文化財を保護・保存し、次世代に継承するとともに、普及活動により文化財保護意識の高揚を図る。前年度までの成果を	3	■継続 □見直し □廃止	貴重な文化財を後世に継承することは、文化財保護の中核的事業であり、地道な保護活動とともに県南4市町合同企画展など広域的な普及活動も実施している。また、全国

	もとに小松島市において初となる国史跡指定に向けて、阿波遍路道（恩山寺道・立江寺道）の意見具申を行う。			的にも注目度の高い遍路道の一部に関して国史跡指定に向け大きく前進した。
⑧市総合グラウンド管理事業 (予算額32,507千円, 決算額32,131千円)	昭和28年度より市民の体位向上と健康で文化的な生活の向上に寄与するため、小松島市総合グラウンドを設置し、野球場・テニスコートを管理する。	3	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 廃止	市総合グラウンドについては、野球場、テニスコートを大会、練習等で利用されており、市民の体位向上と心身の健全な育成が図られた。都市公園として再整備する計画であるが、平成28年度は、貸出運営事業は現状のまま継続すると判定した。

2 外部評価

点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から、次のとおり点検及び評価に関しての意見を聴取しました。

◆ 【意見聴取対象者】

元北小松島小学校校長	木村 哲也 氏
元芝田小学校校長	梅山 眞澄 氏
徳島文理大学就職支援部課長	井内 孝明 氏

◆ 【意見聴取年月日】

平成29年1月13日（金）・1月31日（火）

◆ 【意見】

（1）全般的な意見

生涯を通した学びの基盤を築くためには、学校・家庭・地域が相互に連携協力しながら、教育の原点とも言える「家庭」の教育力を高めるとともに、就学前教育や学校教育において、「生きる力」の基盤となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むことが重要である。

小松島市の教育及び文化等の振興に関する総合的な施策について、その目標や基本的な方針を定めた「小松島市教育大綱」が平成27年8月に策定された。教育大綱には、基本理念（市民一人ひとりが輝く教育の振興と創造）と基本目標（郷土に誇りを持ち一人ひとりの人権を尊重する創造性豊かで輝く人づくり）が明示され、重点目標として、①家庭教育の充実と地域との連携②就学前教育の充実③「生きる力」を育む学校教育の推進④生涯学習文化の創造、以上4項目が掲げられている。教育大綱や本年度策定される「小松島市第6次総合計画」「小松島市教育振興計画第2期」等の目標や方針に沿って、今後、具体的な教育施策が着実に実施されることを期待している。

教育委員会が抽出した平成27年度の主要施策の点検・評価においては、一定の成果を確認することができたが、教育委員会の施策は多岐にわたり、時代の変化や本市の現状に対応した取組が必要となる。今後も教育を市行政の最重点施策の一つと捉え、様々な教育課題に適切に対応した実りある教育行政の実行を切に期待するものである。

（2）各事業に対する意見

【①の事業】 「新中学校建設事業」

平成28年2月には、新中学校建設工事が竣工した。そして、当初からの目標であった同年4月には小松島南中学校の開校を迎えることができ、中学校の再編が完了するとともに、市内学校施設の耐震化も完了することとなった。市内中学校の再編計画の策定から、小松島南中学校（統合新中学校）の開校に至るまでの教育委員会をはじめとする各関係者の尽力に敬意を表するものである。

竣工後の見学会においては、多数の市民が施設見学に訪れるなど、新しい学校施設に対

する市民の関心は非常に高いことがうかがえる。

小学校の再編に向けては、公民館活動などの地域コミュニティが小学校の校区単位で成り立っているなどの本市の現状や、これまでの中学校再編に関する取組の検証を踏まえ、市民の合意形成や地域との連携を図りながら、着実な取り組みを進めていただきたい。

【 ②の事業 】 「 児安小学校西門整備事業 」

県道拡幅工事によって、グラウンドは現状より狭小となるが、県道拡幅工事（歩道整備等の状況も踏まえ）とも連携を図る中で、児童・生徒の安全対策のほか、適切なグラウンド整備に努めていただきたい。

【 ③の事業 】 「 小学校施設修繕事業 」

小学校施設の老朽化が進む中、児童の安心・安全の確保のほか、より良い教育環境の提供という観点から、施設の整備及び維持管理に努めなければならないが、今後の小学校再編を見据える中で、状況に応じた適切な対応を望むところである。

【 ④の事業 】 「 インターネット環境維持事業 」

今日、社会情勢や生活実態の急激な変動に伴い、急速に情報化が進展する中、学校では発達段階に応じて子供に情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な「情報活用能力」を、体系的に身に付けることが求められている。また、膨大な文書処理や調査書類の作成等の校務処理の効率化を図るためにも、学校現場のICT環境の整備は不可欠であり、教育委員会としての責務である。

一方、ICT環境の整備に伴う教員のICT活用力・指導力の向上も求められている。情報化社会を主体的に生きる子供の育成を目指し、子供の学びの多様化への適応や、情報モラル教育の充実を図ることが重要である。

本事業は学校運営に極めて大きい影響を与えるものであり、今後も継続拡充する必要性がある。

【 ⑤の事業 】 「 外国語指導助手招致事業 」

平成23年度から小学校5・6年生での外国語活動が実施され、外国語を通じて言語や文化などに対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを理解したり伝えたりする力の育成を目標として、様々な取組を通して充実が図られている。しかし、平成32年度からは3・4年生で外国語活動が、5・6年生では外国語の教科化が始まる。30年度からの移行期間を考える、これらに対応した指導の充実の観点から、外国語が堪能な外部人材による学級担任とのチーム・ティーチングなど、専門性を重視した一層の指導体制の構築が急がれる。

また、中学校においても、授業を英語で行うことを基本とするなど、生徒の英語力向上と共に教員の指導力向上が求められている。

ネイティブスピーカーであるALT（外国語指導助手）の授業への協力は、学校現場の英語教育に大きな効果を与えている。今後の英語教育に対応するためにも、ALT増員を視野に入れて継続する必要がある。

【 ⑥-1の事業 】 「 人権教育推進事業 」

これまで行われてきた人権・同和教育の成果を振り返る時、学校における子供たちの人権意識の高揚を図るための教材として、人権教育資料「ひかり」、「わたしの願い」が果たしてきた役割は非常に大きいと思われる。そして、各校における年間指導計画を遂行していくためには、この資料集が欠かせないため、事業の継続が必要であると考えます。

また、人権ポスター・標語・作文や作品集の作成を通して、児童生徒や教職員が人権啓発活動に参加し、人権問題への関心を高め、人権教育の推進をしてきた。今後とも、社会の変化に対応した人権教育・啓発活動をより推進していくためにも、事業の継続が必要である。

【 ⑥-2の事業 】 「 人権教育振興協議会補助事業 」

「小松島市人権教育振興協議会」は、市内の学校関係・公民館・社会福祉協議会関係・企業から成り、小松島市の人権教育・啓発活動を中心となって進めてきた。県が定める14項目の課題を解決していくことはもとより、現代において様々な場面で起きているいじめ等の人権問題についても、解決・解消に向けて、教育と啓発の役割がより重要となっている。これらのことを踏まえ、市民が主体となる人権教育・啓発を推進する上で、この事業は今後とも継続される必要がある。

【 ⑥-3の事業 】 「 人権のまちづくり事業 」

識字学級は、同和問題の解決に向けた実践や学習の場を提供し、近隣の子供たちや教職員との交流を通して、本市の人権教育の啓発や活動を行う上で大きな役割を果たしてきた。

しかし、教育委員会内評価に見られるように「依然としていじめや虐待など人権を侵害する事象が後を絶たず、インターネット等を利用した悪質な差別事象や原発事故による風評被害、外国にルーツを持つ人たちへの差別的な言動など、様々な人権侵害・差別事象が起きている」ことを鑑みると、同和問題はもとより、様々な人権問題に対応できるように事業の見直しを図る必要がある。社会状況の変化の中で発生している新たな人権問題の解決を目指して、より多くの市民に人権尊重の精神を浸透させていく社会環境づくりとしての具体的な「人権のまちづくり」の事業を考え、展開することが急がれる。

【 ⑥-4の事業 】 「 人権のまちづくり子ども会支援事業 」

人権のまちづくり子ども会を豊かな人権文化の構築を目指す担い手として、地域社会と学校とが連携して育てている。本事業は、今後の未来を担う人権感覚豊かな子供の育成を目指しているものであり、その運営推進には、適切な予算措置が引き続き必要である。

【 ⑦の事業 】 「 文化財保護事業 」

全国的に見ても稀有な市町村連携事業である県南4市町合同企画展が継続され、普及活動が確実に実施されるとともに、小松島市としては初めて、遍路道（恩山寺道・立江寺道）の国史跡指定に向けた取組が着実に進んでおり、評価できる。

【 ⑧の事業 】 「 市総合グラウンド管理事業 」

本市の総合グラウンドは、スポーツ・レクリエーション等を通じて、今日まで市民の体力向上を始め、心身の健全な育成に貢献してきたことは誰しも認めるところである。

市民が、日常生活の中でスポーツに親しむ習慣を身に付け、体力の向上や心身の健康の保持・増進のために体育施設を利用する上で、施設の適切な管理・運営及び整備などによって、スポーツ環境を整えることは極めて重要である。

今後も日峰大神子広域公園事業を進める関係部局とも連携を図りながら、市総合グラウンドが、市民の憩いの場として再整備されることが必要である。

第3章 参考資料

1 教育委員会制度の概要

※平成27年4月1日現在

- 教育委員会は、地域の学校教育，社会教育，文化，スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は4年で、再任可。
- 教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命。

《教育委員会の組織のイメージ》

